

愛知県バス対策協議会の運営の見直しについて

これまで、平成21年度第2回愛知県バス対策協議会幹事会において事務局イメージ案を提示して以降、県内市町村へのアンケート調査、平成22年6月に開催した地域幹事会での愛知運輸支局・関係市町・バス事業者の担当者との意見交換を行ってきた。それらを踏まえて、以下のとおり見直しを行なう。

見直しの内容(愛知県バス対策協議会設置要綱及び運営要領の一部改正)

① 幹事会の見直し

現行

- ・バス路線の休廃止申し出に関することは全て協議会に申し出、検討、対応方策の承認を実施。
- ・幹事会は協議会と同じ形式で行なわれ、全体会として実施。

改正(道路運送法施行規則公示に沿ったもの)

- ・単独の市町村域内で廃止するバス路線については、愛知県バス対策協議会に諮ることなく、当該市町村が主宰する地域公共交通会議等において、休廃止申し出を受け付け、対応方策を検討し、出された結論を協議会の結論とみなす。
- ・事業者ごと、市町村ごとに幹事会を分散開催し、少数の関係者同士による意見交換を行ないやすくする。

② 退出意向の申し出時期の見直し

現行

- ・バス事業者は、休廃止の予定日の1年程度前を目途に、協議会へ休廃止の意向を申し出る。

改正(国の考え方を示した通知を参考とし、本県の実状を鑑みて検討したもの)

- ・バス事業者は、休廃止の予定日の6月前までの国への届出に先立って、協議会に休廃止の意向を申し出る。
- ・バス事業者は、市町村の対応方策の検討が十分可能となるよう、情報提供の時期及び内容について配慮する。
- ・市町村は、情報提供を受けた際には、速やかに生活交通確保方策の検討を行なう。
- ・市町村は、バス事業者と協議を行い、その結果を踏まえて、6月を限度として、休廃止の予定の日の延長を求めることができる。

③ その他

- ・バス事業者と市町村は、平素から連携を密にするよう努力規定を追加。
- ・幹事会及び協議会の構成員の変更及び近隣県との調整等その他所要の改正をあわせて実施。
- ・改正した設置要綱・運営要領は平成22年10月1日より施行、平成23年2月開催(予定)の幹事会・協議会から適用。